

令和 3 年度
5 年経験者研修の手引
県立学校 養護教諭

福島県教育センター

目 次

I	福島県教育委員会 養護教諭 5 年経験者研修 実施要項	1
II	養護教諭 5 年経験者研修 研修概要	3
1	研修体系	3
2	研修の目的	3
3	研修の内容等	3
4	研修の計画及び実施・運営等	4
5	研修の留意点	4
	【表 1】 県立学校養護教諭 5 年経験者研修の流れ	5
	【表 2】 県立学校養護教諭 5 年経験者研修 提出書類一覧	5
III	養護教諭 5 年経験者研修 各種様式	6
	(様式 1) 養護教諭 5 年経験者研修 研修計画書	6
	(様式 2) 養護教諭 5 年経験者研修 研修報告書	6
	(様式 3-1) 養護教諭 5 年経験者研修 「評価表」【校長用】	6
	(様式 3-2) 養護教諭 5 年経験者研修 「評価表」【研修対象養護教諭用】	6

※ 各種様式は福島県教育センターWebサイトに掲載されているので、ダウンロードして提出書類を作成すること。

I 福島県教育委員会 養護教諭5年経験者研修 実施要項

福島県教育委員会

1 目 的

養護教諭5年経験者研修は、在職期間が5年に達した養護教諭に対して、福島県公立学校教職員現職教育計画に基づき、1年間の研修を実施し、現代的な課題に対応するため、健康課題をとらえる力や課題解決のための指導力・実践力を身に付け、専門職としての能力を十分発揮できるよう資質の向上を図ることを目的とする。

2 基本方針

本県における健康課題と養護教諭に求められる資質や能力を踏まえ、養護教諭5年経験者研修の対象となる養護教諭（以下「研修対象養護教諭」という。）一人一人の専門性の向上や得意分野を伸ばすなど、研修者のニーズに応じた実効ある研修を実施する。

3 対 象

（1）研修対象養護教諭は、次のとおりとする。

- ① 福島県公立学校の養護教諭で、国立、公立又は私立の学校の養護教諭としての経験を含め、在職期間が5年（期限付き等での教職経験を除く。）に達した者
- ② 前年度までの該当者で、未受講の者

（2）在職期間は、次のとおりとする。

- ① 国立、公立又は私立の学校の養護教諭として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く。）を通算した期間とする。
- ② 在職期間のうちに次に掲げる期間が引き続き1年以上あるときは、その期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。
 - ア 休職又は停職により現実に職務を執ることを要しない期間
 - イ 職員団体の役員として専ら従事した期間
 - ウ 育児休業をした期間
 - エ 私立の学校の教諭等として在職した期間について、ア又はウの期間に準ずるものとして任命権者が認める期間
 - オ その他
 - （ア）地方公共団体において定められた条例等の規定に基づき、負傷又は疾病による療養のため休暇を取得した期間
 - （イ）国外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するために配偶者同行休業を取得した期間
 - （ウ）大学院修学休業を取得した期間

（3）次の者は養護教諭5年経験者研修の対象としないものとする。

- ① 臨時的に任用された者
- ② 他の任命権者が実施する当該研修に相当する研修を受けた者
- ③ 任期を定めて採用された者

4 研修内容

研修対象養護教諭は、校外における研修を3日間、校内における研修を3日間、合計6日間の研修を受ける。

（1）校外研修

- ① 専門研修
本研修の意義を理解し、現代的な健康課題に対応するための資質の向上につながる研修等

（2）校内研修

- ① 教育公務員としての服務と勤務
- ② 各学校の健康課題への取組
- ③ T Tによる健康教育の実際 等

5 実施方法

（1）県教育委員会は、研修後の研修対象養護教諭の能力、適性等について評価を行うための評価の項

目及び基準等（以下「評価基準」という。）を作成する。

- (2) 校長は、(1) の評価基準に基づいて、事前に個々の研修対象養護教諭の能力、適性等を把握し、それを基に年間の研修計画を作成する（評価と研修の一体化）。
- (3) 校長が作成した個々の研修対象養護教諭の研修計画は、市町村立学校においては市町村教育委員会に、県立学校においては県教育委員会に提出する。
- (4) 当該教育委員会は、校長より提出された研修計画について内容等の確認を行い、必要があれば調整等を行う。
- (5) 校長は、研修終了時に、個々の研修対象養護教諭の能力、適性及び研修成果等を再び評価し、研修報告書とともに当該教育委員会に報告する。
- (6) 校長は、(5) により報告した結果を以後の研修に反映させ、研修対象養護教諭の継続的・発展的な指導力向上に努める。

6 指導体制

- (1) 校長、副校長及び教頭は、研修対象養護教諭の研修実施に当たり、適宜適切な指導及び助言を行う。
- (2) 当該教育委員会は、校内研修等の実施に当たり、必要に応じて指導主事、管理主事及び社会教育主事等を派遣するなど研修の円滑な実施を図るとともに、適切な指導及び助言を行う。

7 校内体制

- (1) 校長は、研修対象養護教諭が教育センター等における研修を受けるに当たり、校務に支障が生じないように配慮する。
- (2) 校長は、研修の実施に当たり、学校内の協力体制を確立する。

8 提出書類

校長は、研修を実施するに当たり、以下の書類を当該教育委員会に提出するものとする。

- (1) 研修実施前
 - ① 研修計画書
- (2) 研修終了後
 - ① 研修対象養護教諭に係る評価（「評価表」【校長用】）
 - ② 研修報告書

9 補 則

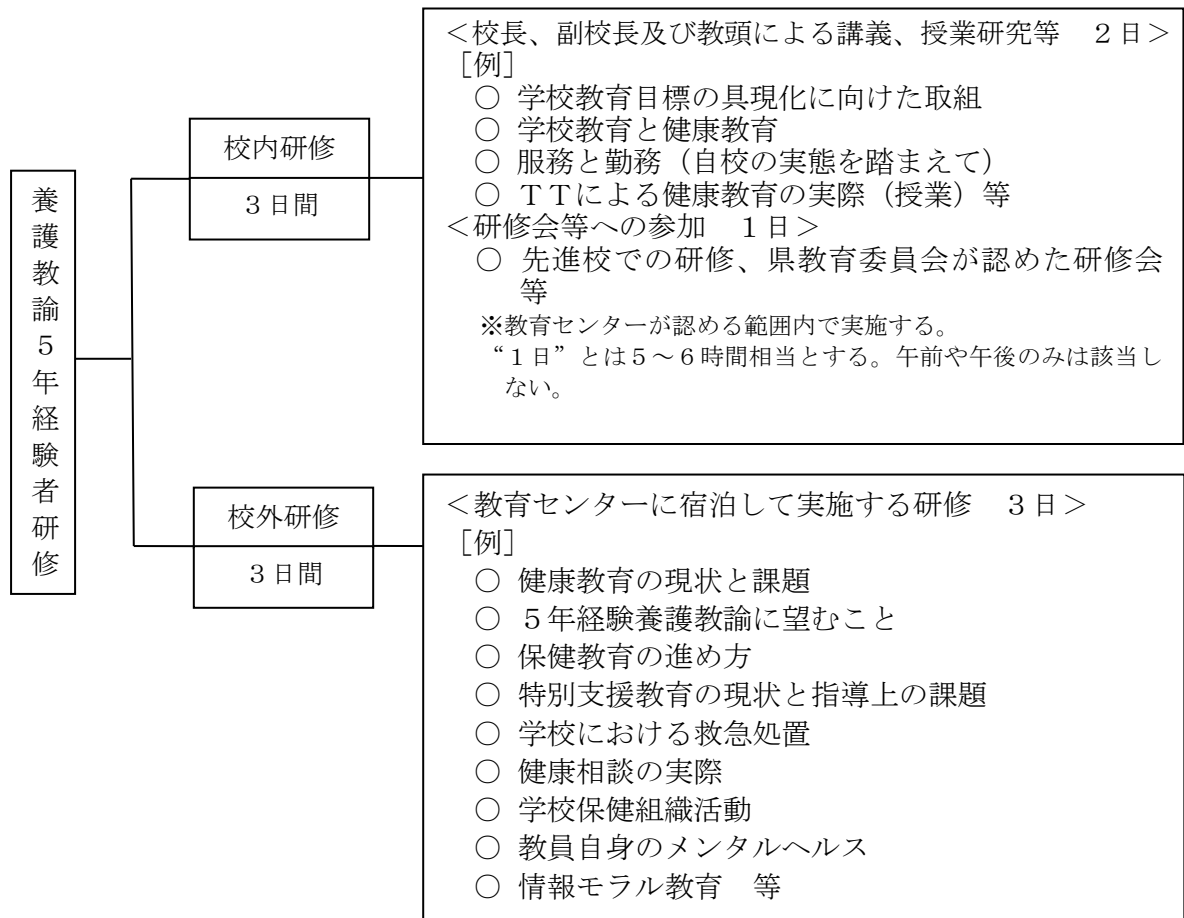
この要項の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、平成30年4月1日から施行する。
- 3 この要項は、令和3年4月1日から施行する。

Ⅱ 養護教諭 5 年経験者研修 研修概要

1 研修体系



2 研修の目的

在職期間が 5 年に達した養護教諭に対して、福島県公立学校教職員現職教育計画に基づき、1 年間の研修を実施し、現代的な課題に対応するため、健康課題をとらえる力や課題解決のための指導力・実践力を身に付け、専門職としての能力を十分発揮できるよう資質の向上を図ることを目的とする。

3 研修の内容等

（1）校内研修・・・4 月～12 月の期間で 3 日、勤務校で計画し実施する研修

① 校長、副校長及び教頭による講義、授業研究等（2 日）

（内容例）

- 学校教育目標の具現化に向けた取組
- 学校教育と健康教育
- サービスと勤務（自校の実態を踏まえて）
- T T による健康教育の実際（授業） 等

② 研修会等への参加（1 日）

先進校での研修、県教育委員会が認めた研修会等、教育センターが認める範囲内で実施する研修

※養護教諭部会研修会・研究会、県養護教諭研究大会等、通常参加する研修会は該当しない。

※県教育委員会主催の悉皆研修は該当しない。

※5 ～ 6 時間の参加により 1 日とみなす。午前・午後のみ参加となる場合は該当しない。

（2）校外研修・・・教育センターに宿泊して実施する専門的内容に関する研修（2 泊 3 日）

(内容例)

	主 な 内 容
3 日 間	○ 健康教育の現状と課題 ○ 5年経験養護教諭に望むこと ○ 保健教育の進め方 ○ 特別支援教育の現状と指導上の課題 ○ 学校における救急処置 ○ 健康相談の実際 ○ 学校保健組織活動 ○ 教員自身のメンタルヘルス ○ 情報モラル教育 ○ 放射線・防災教育 等

※研修期日、日程、内容等の詳細に関しては、教育センターWebサイトに研修要項が掲載されているので、年度当初に確認する。

4 研修の計画及び実施・運営等

※具体的流れ、期日等は【表1】【表2】を参照

(1) 研修計画書の作成・提出について

- ① 研修対象養護教諭が勤務する学校の校長は、下記の評価基準に基づいて、事前に個々の研修対象養護教諭の能力、適性等を把握し、それを基に年間の研修計画を作成する。
- ② 研修対象養護教諭が勤務する学校の校長は、「研修計画書」（様式1）の原本を、指定期日までに教育センターに提出する。

(2) 研修の実施について

- ① 校長、副校長及び教頭は、研修対象養護教諭の研修実施にあたり、適宜適切な指導及び助言を行う。
- ② 校外における研修は、教育センターが計画して実施する。

(3) 研修報告書・研修評価表の提出について

- ① 研修対象養護教諭が勤務する学校の校長は、「研修報告書」（様式2）、「評価表」（様式3-1）の原本を、指定期日までに教育センターに提出する。

※研修対象養護教諭の自己評価、校長による評価は、以下の5段階を基準として行う。

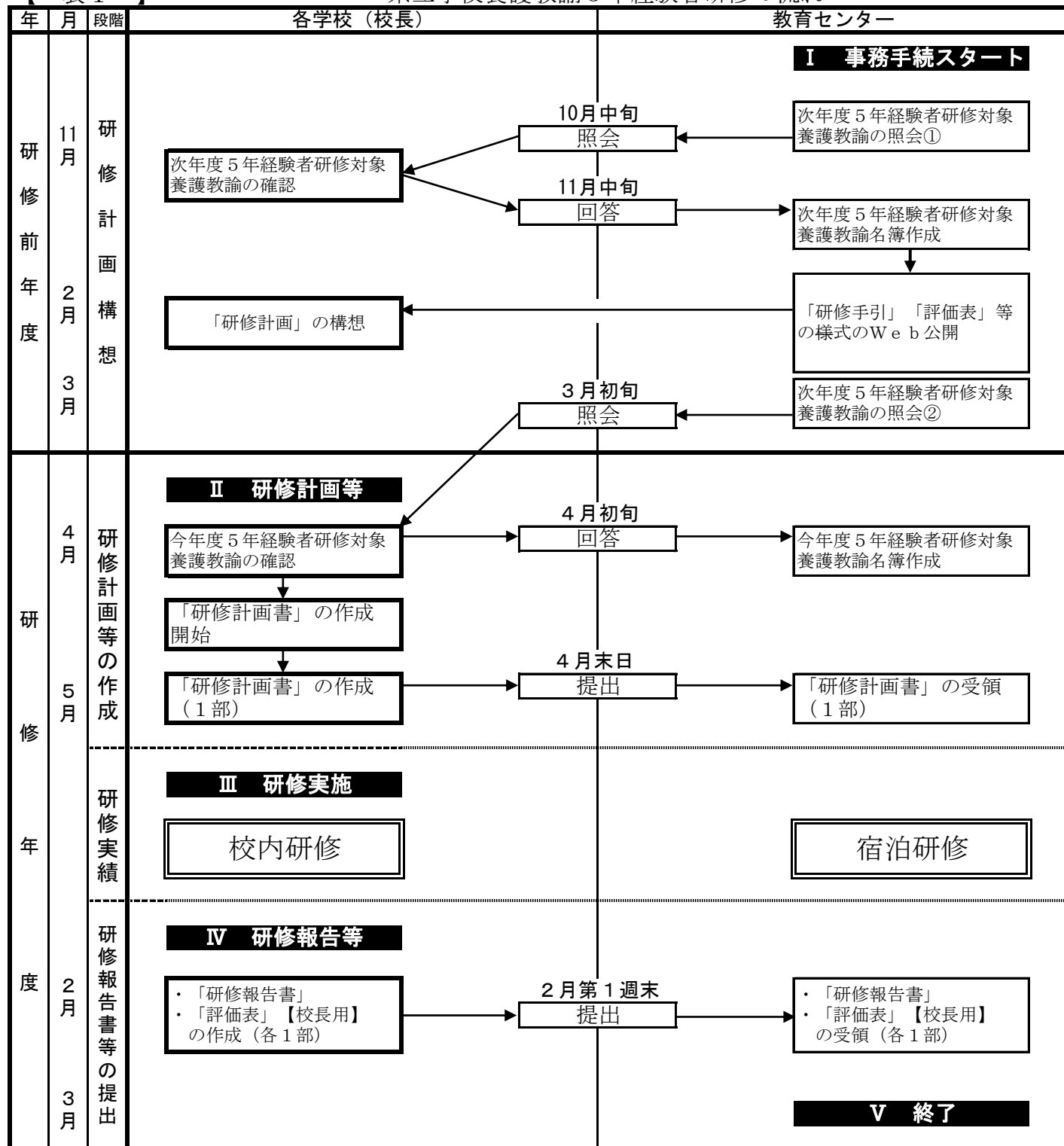
評定	基 準
5	指導力及び職務遂行能力は、たいへん高い水準にある。
4	指導力及び職務遂行能力は、一般的な水準を上回っている。
3	指導力及び職務遂行能力は、一般的な水準を満たしている。
2	指導力及び職務遂行能力は、一般的な水準を満たしておらず、努力が必要である。
1	指導力及び職務遂行能力は、最低限の程度を満たしておらず、かなりの努力が必要である。

5 研修の留意点

- (1) 各種計画書及び報告書の作成にあたっては、所定の様式により、実施期日、研修内容について具体的に記述する。
- (2) 研修対象養護教諭は、研修が終了次第、「評価表」（様式3-2）を作成し、校長に提出する。
- (3) やむを得ない事情により当該年度に5年経験者研修を受けられない場合は、教育センターに報告する。その場合、該当者は次年度以降に受講する。また、未受講研修がある場合は、次年度以降に改めて作成した計画書を提出した上で研修を実施し、その終了をもって5年経験者研修が完了したことになる。したがって、評価表と報告書の提出は研修が完了した年度末になる。不明な点については、必ず教育センターに問い合わせる。
- (4) 校外における研修において、やむを得ず、欠席、遅刻、早退等、研修対象養護教諭に関する変更があった場合は、変更しなければならない事由が発生した時点で、校長は教育センターへ連絡し、後日、変更願（別冊の「研修講座案内」を参照）を教育センター所長あてに提出する。
- (5) 勤務校、教育センターの研修については、「福島県公立学校教職員現職教育計画」に示されている基本研修の内容を参照し、研修内容の重複をさけるとともに、一貫性をもたせて成果が上がるようにする。

【 表 1 】

県立学校養護教諭 5 年経験者研修の流れ



【 表 2 】

県立学校養護教諭 5 年経験者研修 提出書類一覧

提出者	提出先	提出期限	提出部数	提出書類	提出様式
実施校 校長	教育センター所長	年度当初 4 月初旬	1 部	研修対象養護教諭照会に対する回答	所定様式
		4 月末日	1 部	養護教諭 5 年経験者研修 研修計画書	様式 2
		年度末 2 月第 1 週末	1 部	養護教諭 5 年経験者研修 研修報告書	様式 3
			1 部	養護教諭 5 年経験者研修「評価表」【校長用】	様式 3 - 2

Ⅲ 養護教諭 5 年経験者研修 各種様式

(様式 1)

令和 年度 養護教諭5年経験者研修 研修計画書

学 校 名 _____

校長名 _____ 公印

对象建議教諭名 _____

1 校内研修（3日間）

研修項目	月日（曜日）	会 場	研 修 内 容	講師・指導助言者氏名
校長、副校長 及び教頭によ る講義、授業 研修等 【 2 日 】				
研修会等 への参加 【 1 日 】				

2 校外研修（3日間）

研修項目	月日（曜日）	研 修 内 容
教育センター に宿泊して実 施する研修 【３日】		

※校長印は公印とする。

※A 4判1～2枚程度にまとめる。

※講師が未定の場合は、空欄でよい。

※「研修会等への参加」の「研修会」は、1日間施のものです。午前や午後のみのもものは該当しない。

(様式2)

令和 年度 養護教諭5年経験者研修 研修報告書

学 校 名 _____

校 長 名 _____ 公印

対象児童教諭名 _____

1 校内研修（3日間）

研修項目	月日(曜日)	会 場	研 修 内 容	講師・指導者氏名
校長、副校長 及び教頭による 講義、授業 研修等 【2日】				
研修会等 への参加 【1日】				

2 校外研修 (3日間)

研修項目	月日（曜日）	研 修 内 容
宿泊研修 教育センター に宿泊して実 施する研修		
【3日】		

※校長印は公印とする。

※A 4判 1～2毎程度にとめる。

※この評価表は校長による評価の参考とするために
研修対象者諸教諭が校長へ提出する。

【研修対象養護教諭用】

(様式 3 - 1)

【校長用】

令和 年度 養護教諭5年経験者研修 「評価表」

学校番号	[国学校・市立学校・私立学校等の学校番号を記入する。]		学校名		
籍名	対象者氏名	性別	男・女	年齢	歳
採用年度	平成	年度	在職期間	年	(現在就職前年度) 年
主たる職務分野			特記事項		

※在職期間と現任校勤務年数は、研修年度末現在とする。
 ※在職期間は、国立、公立または私立の学校の養護教諭として在職した期間(臨時的に任用された期間を除く)を通算した期間とする。
 ※特記事項には、国立、公立または私立の学校の養護教諭として在職した期間に、育休等の期間が引き続き1年以上あるとの期間を記入する。

◎評価については、「手引」の「評価基準」をもとに、5～1のマスに○を記載する。

Ⅰ 学校保健計画及び組織活動に関する評価項目		評価
1	保健主事と主として教育目標の具現化を目指した学校保健計画を立案している。	5 4 3 2 1
2	各科会議等に資料提供や改善案の提案をしている。	
3	学校保健に基づいた実生活状況が問題点を明らかにして、意欲的に取り組んでいる。	
4	新たな課題や問題点について、その改善案を見出そうとしている。	
Ⅱ 健康教育の管理に関する評価項目		評価
5	心身の健康管理と環境衛生の維持管理に関し、適切な対応を行う計画を立案している。	5 4 3 2 1
6	健康診断の円滑な実施や緊急処置の適切な対応をしている。	
7	学校医等との関係者との連絡調整を図り、教職員の共通理解のもとに実施している。	
Ⅲ 健康教育の指導に関する評価項目		評価
8	健康課題を把握し、その解決に向け指導内容を明確にした指導計画を立案している。	5 4 3 2 1
9	指導計画により、教職員との共通理解と協力を得ながら、健康教育を推進している。	
10	目標を達成するための教材研究と指導方法を工夫して指導している。	
Ⅳ 健康観察・健康相談に関する評価項目		評価
11	児童生徒の訴えに、的的な要因や背景を念頭に置いて心身の観察をしている。	5 4 3 2 1
12	教職員や保護者との共通理解を図り、関係機関とも連携しながら活動している。	
13	教職員との事例検討や反省により、問題点を明らかにし、相談に生かしている。	
Ⅴ 保健室経営に関する評価項目		評価
14	学校保健目標の実現を目指す保健室経営計画を立案している。	5 4 3 2 1
15	経営方針について、教職員や保護者との共通理解を図った組織づくりを行っている。	
16	開かれた保健室経営を行うことにより、学校保健活動の効果的な推進を図っている。	
Ⅵ 教職への熱意や向上心等に関する評価項目		評価
17	人間性が豊かで、教職に対する情熱や教員としての使命感を有している。	5 4 3 2 1
18	校務分掌を確実かつ適切に責任をもって遂行している。	
19	時と場に応じた言動が適切で、服装や身だしなみきちんとしている。	
20	教育公務員としての自覚をもち、法令等を遵守して職務に取り組んでいる。	

※「成果と課題」は、研修を振り返っての成果と研修対象者諸教諭の今後の課題等について簡潔にまとめる。

(様式 3-2)

令和 年度 養護教諭5年経験者研修 「評価表」

学校番号	(※学校コードと一致し、縦覧の調査票と一致すること。)			学校名			
調査番号	対象者氏名			性別	男・女	年齢	歳
採年年度	平成	年度	在職期間	年	(現在校勤務年数) 年		
主任(受取)部署				特記事項			

※在職期間と現任校勤務年数は、研修年度末現在とする。
 ※在職期間は、国立、公立または私立の学校の養護教諭として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く）を通算した期間とする。
 ※特記事項には、国立、公立または私立の学校の養護教諭として在職した期間に、育休等の期間が引き続き1年以上あるとの期間

を記入する。

○評価については、「手引」の「評価基準」をもとに、5～1のマスに○を記載する。				
Ⅰ 学校保健計画及び組織活動に関する評価項目				
	5	4	3	2
1				
2				
3				
4				
Ⅱ 健康教育の管理に関する評価項目				
	5	4	3	2
5				
6				
7				
Ⅲ 健康教育の指導に関する評価項目				
	5	4	3	2
8				
9				
10				
Ⅳ 健康観察・健康相談に関する評価項目				
	5	4	3	2
11				
12				
13				
Ⅴ 保健室経営に関する評価項目				
	5	4	3	2
14				
15				
16				
Ⅵ 教職への熱意や向上心等に関する評価項目				
	5	4	3	2
17				
18				
19				

※「成果と課題」は研修を振り返っての成果と今後の自己課題等について簡潔にまとめる。